

質 疑 応 答 書

令和6年1月26日

旭川市長 今津 寛介

次の案件に係る仕様書等についての質問に回答する。

件名	旭川市近文清掃工場の発電余剰電力売却	
質 疑 事 項(要旨)	回 答 事 項	
1 現在の契約者(売却先事業者)をご教示いただけますでしょうか。	1	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
2 直近1年分の30分あたりの売電実績値をExcelデータでご提供いただけますでしょうか。	2	直近1年分(R05.1～R05.12)の売却電力量30分値の実績をホームページ上に掲示します。
3 直近1年分における定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	3	直近1年分(R05.1～R05.12)の運転実績をホームページ上に掲示します。
4 直近1年間における何らかのトラブルによる計画外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか	4	直近1年間におけるトラブル等による計画外停止はありません。
5 入札書に記載する日付は入札日でしょうか、入札書記入日でしょうか。	5	入札書に記載する日付は、入札書の提出日(記入日)としてください。
6 開札結果は参加者全員の入札金額についても公表いただけますでしょうか。	6	入札参加者及び入札金額含めた入札結果はホームページ上で公表いたします。
7 開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますでしょうか。	7	上記6のとおり入札の結果についてはホームページ上で公表いたしますので、辞退した場合もご確認いただけます。
8 2024年度より導入予定の託送料金の発電側課金制度が実施され、追加の費用負担が発生した場合、本件の契約金額とは別で発注者にてご負担いただくことでよろしいでしょうか。	8	お見込みのとおりです。

<p>9 非化石価値は全量受注者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>9 売却電力の非FIT非化石価値については、余剰電力売却仕様書第2項第5号のとおり全て受注者に帰属します。</p>
<p>10 発電側課金の対象となる場合、取扱いについてご教示ください。</p>	<p>10 上記8のとおり発電側課金制度の対象に係る費用負担については旭川市の負担となります。</p>
<p>11 通知書類の押印について契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について、電子印の会社印(角印)を使用しての提出でもよろしいでしょうか。</p>	<p>11 問題ありません。</p>
<p>12 契約保証金につきまして、銀行保証は可能でしょうか。また、納付までに2週間程お時間をいただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>12 契約保証金の納付に代えて提供する担保は、旭川市余剰電力売却入札心得第15条第2項の規定に該当するものであれば可能です。また、契約保証金の納付は当該入札の落札決定の通知を受けた日から7日以内で且つ契約締結日までですが、市長が必要と認めたときは、延長することがあります。</p> <p>ただし、落札した者が旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は契約保証金の納付を免除します。</p>
<p>13 発電側課金については貴庁の負担という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>13 上記8のとおり発電側課金制度の対象に係る費用負担については旭川市の負担となります。</p>
<p>14 過去3年間の定期的な点検以外の発電を停止した回数、および主な要因を教えてください。</p>	<p>14 過去3年間の計画外の発電停止は、1度だけあり、令和3年9月17日に発生した400V系電源停電の際蒸気タービン内部復水逆流により、蒸気タービン緊急開放点検のため、9月17日から10月17日まで発電停止しました。</p>